

時事新報 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳確の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し

Table with 2 columns: 一行 (1 row) and 一行 (1 row) with prices for different subscription rates.

本社(寄稿)に付 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるも寡からず

多を望まざる

近頃政治社會の事情を察するに其政府に賛成と反對とに論なく新内閣は老政客の顔面ひなれば其政略も必ず見る可きものある可しとて一般に望を屬するもの如し

官報

開廷せず 昨日の本欄司法省告示第五十四號未行自今開廷スとあるは自今開廷セズ之の誤なりと昨日の官報に是正したり

農商務省訓令第二十七號 宮城縣 其縣下陸前國邊田郡浦谷町名辭沼及同郡元浦谷村下郡沼ノ二箇所今般御場ト定メタル旨官省內省ヨリ照會ニ付此旨相心得ヘ

第二豫備金支出 明治二十五年第二豫備金支出 一 金貳千貳拾八圓九錢四厘 水害窮民救済費

第十三回 小包郵便取扱費 來ル十月一日ヨリ東京府内ニ小包郵便法實施ニ付之カ費用ヲ要ス本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ額通信大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十六日勅裁ヲ得タリ

第十四回 震災地租特別處分 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

前日於て山陽九州兩會社をなさるべからざるに阻まれず而していよく組織せらるる會社には會社の規則も運動せざるべからざるに注意せざるべし

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

前日於て山陽九州兩會社をなさるべからざるに阻まれず而していよく組織せらるる會社には會社の規則も運動せざるべからざるに注意せざるべし

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分

明治二十五年九月二十四日 大藏大臣渡邊國武 震災地租特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分實施地租稅特別處分